

記載例

(様式第1号) (第3条関係)

住宅宿泊事業に関する説明実施報告書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所 松本市〇〇4-5-6

氏 名 民泊 太郎

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例第2条第1項の規定により、住宅宿泊事業を営む旨を事前に説明したので、下記のとおり報告します。

記

住宅宿泊事業を営もうとする住宅の所在地		松本市〇〇4-5-6
説明会・個別説明	実施時期	6月×日、6月〇日～6月×日
	説明の方	☒ 長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則第2条第1項第1号に定める者 (隣接する住宅の住民、〇〇マンション管理組合代表) ☒ 長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則第2条第1項第2号に定める者 (△△区長、××自治会長) ☐ 長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則第2条第1項第3号に定める者 () ☐ 長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則第2条第1項第4号に定める者 () ☐ 長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則第2条第1項第5号に定める者 ()
	説明内容	(1)住宅宿泊事業を営もうとする者の住所及び氏名 松本市〇〇4-5-6 民泊 太郎 (2)住宅宿泊事業を営もうとする住宅の所在地 松本市〇〇4-5-6 (3)宿泊室の数及び宿泊定員 宿泊室：3 宿泊定員：5人 (4)住宅宿泊事業を営もうとする日数及び期間 日数：年間100日 期間：7月1日～10月8日 (5)住宅宿泊管理業者の住所及び氏名(※該当する場合のみ) 松本市〇〇1-2-3 (株) □□ (6)本人確認の方法 対面により確認 (7)騒音の防止のために講ずる措置の内容 大声での会話を控えること、深夜に窓を閉めること、バルコニー等屋外での宴会を開かないこと、楽器を使用しないこと 等

		(8)ごみの適正な処理のために講ずる措置の内容 ごみは市のごみ処理施設に搬入する。宿泊者には、住宅内の指定した収集場所に分別して捨てるよう説明する。 (9)火災の防止のために講ずる措置の内容 ガスコンロの使用のための元栓の開閉方法及びその際の注意事項、消火器の使用法等 (10)苦情及び問合せに対応する体制の内容 ・深夜早朝問わず、常時、電話対応し、必要に応じて届出住宅に出向く。 ・宿泊者の行為により苦情が発生した場合に、当該宿泊者に対して注意等を行っても改善されない場合は、退室を求める等、必要な対応を講じる。 (11)説明の相手方の意見等の内容 騒音の発生等がないよう、気を付けてほしい。
その他	実施方法	説明内容を記載したチラシのポスティング
	実施時期	6月〇日
	説明の相手方	☒ 長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則第2条第1項第1号に定める者 (隣接する住宅の住民) ☐ 長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則第2条第1項第2号に定める者 () ☐ 長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則第2条第1項第3号に定める者 () ☐ 長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則第2条第1項第4号に定める者 () ☐ 長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則第2条第1項第5号に定める者 ()
	説明内容	上記同じ

- (備考)
- 「説明の相手方」の欄は、該当する全ての□内にレ印を記入し、()内に具体的内容を記入すること。
 - 「説明内容」の欄は、長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則第2条第2項各号に掲げる事項について具体的に記載することとし、記載すべき事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - 「その他」の欄は、説明会又は個別説明により説明できなかった相手方がいる場合に記載すること。
 - 説明のために使用した資料がある場合は、当該資料を添付すること。
 - 住宅宿泊事業を営もうとする住宅と説明の相手方の建築物との位置関係が分かる住宅地図等を添付すること。